

窓口での本人確認について

個人番号を記入していただく手続きには、他人のなりすましなどを防止するため、次のとおり本人確認を行います。

- ①番号確認（番号が正しいことを確認）
 - ②身元確認（窓口に来られた方の身元を確認）
 - ③代理権確認（本人以外の方が申請する場合に代理権があることを確認）
- ※③は、本人以外の方が窓口に来られる場合に行い、「委任状」などを確認します。

マイナンバーカードをお持ちの方は、1枚で番号確認と身元確認ができます。
マイナンバーカードをお持ちでない方は、下表の本人確認書類をお持ちください。

番号確認書類	本人確認書類
<p>次の<u>いずれか1つの番号確認書類</u></p> <ul style="list-style-type: none">○個人番号カード（マイナンバーカード）○通知カード ※R2.5.25時点で交付されている通知カードの場合、その時点から氏名、住所等の記載事項に変更がないことまたは正しく変更手続きがとられていることが条件となります。○個人番号が記載された住民票の写し○個人番号が記載された住民票記載事項証明書	<p>次の<u>いずれか1つの身元確認書類</u></p> <ul style="list-style-type: none">○個人番号カード（マイナンバーカード）○運転免許証○運転経歴証明書 ※H24.4.1以降に発行されたものに限りです。○旅券 ※R2.2.4以前に発給申請されたもの○身体障害者手帳○精神障害者保健福祉手帳○療育手帳○在留カード○特別永住者証明書 <p>上記の身元確認書類を有していない場合は、次の<u>いずれか2つの身元確認書類</u></p> <ul style="list-style-type: none">○健康保険資格確認書（被保険者証をお持ちの方はR7.12.1まで利用可）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書○国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書○印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）、住民票の写し、住民票記録事項証明書、母子健康手帳○源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書